

松山市

# 節水型トイレ改修助成制度事業

【令和 5年度 申請の手引き】

今年度限りで  
制度が終了します。  
ご注意ください。



松山市 水資源対策課

# 目 次

## 1. 事業概要について



目的、申請ができる人、申請できる住宅

1ページ

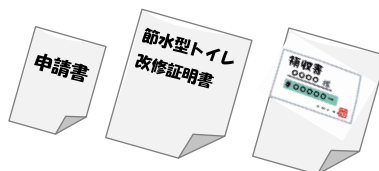
申請対象工事、事業者の要件

2ページ

受付期間、助成金額、申請方法

3ページ

## 2. 手続きについて



(1) 手続きの流れ

4ページ

(2) 提出書類の詳細(助成金交付申請・請求時)

5ページ

各種書類の記入例など

10ページ


## 3. その他

(1) Q&A

18ページ

(2) 助成金交付申請時の提出書類一覧

23ページ

※手引き内の  マーク部分にご注意ください。

# 1. 事業概要について

## ◆目的◆

節水型都市づくりの一環として、既設のトイレを節水型トイレに改修する者に対して助成金を交付することにより、節水型トイレの普及を図り、節水効果の拡大及び節水意識を高めることを図ることを目的としています。

## ◆申請ができる人◆

- 節水型トイレの改修工事を行う住宅を所有し、その住宅に住民登録がある(住んでいる)人
- 交付申請後、必要に応じて、松山市が行う現地確認などの調査や不備書類のやり取りなどに対応できる人



### 【所有等に関する申請可否の例】

住宅の所有者	居住者	申請の可否
申請者	申請者	○
申請者(単身赴任者ほか)	申請者の配偶者	○ <sup>※1</sup>
申請者の両親(故人)等	申請者	△ <sup>※2</sup>
申請者の親族(上記に当てはまらない)	申請者	×
申請者	賃借人	×

※1…P9を参照のうえ、事前に水資源対策課へご相談ください。

※2…P8を参照のうえ、事前に水資源対策課へご相談ください。



ご注意ください! 以下のような方は申請できません。

- (1) 松山市税を滞納している人
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

## ◆申請ができる住宅◆



- 市内にある戸建住宅又は共同住宅等(賃貸は除く。)で、申請者が所有している住宅
- 同一の住宅につき、改修工事が完了した年度1回限りです。

※同一年度に改修した2箇所分については、年度を分けて1箇所ずつ申請することはできません。

### 【住宅の種類・所有状況による申請可否の例】

住宅の種類	住宅の所有状況	申請の可否
戸建住宅	申請者	○
戸建住宅	法人(社宅等)	×
分譲マンション	申請者(部分登記)	△※ <sup>1</sup>
併用住宅	申請者	△※ <sup>2</sup>
賃貸住宅・賃貸マンション	申請者(オーナーが居住している場合)	△※ <sup>3</sup>

※1…申請者が所有している専有部分の改修については申請可。ただし、共有スペースは対象外。

※2…申請者が居住に使用しているスペースのトイレ改修については申請可。店舗など非居住部分は不可。

※3…申請者が居住に使用しているスペースのトイレ改修については申請可。賃貸部屋は不可。

### ◆申請対象工事◆ 次の①～③すべてを満たす工事

①令和5年4月1日(土)から令和6年3月29日(金)の間に改修工事を完了している

②節水型トイレへの改修工事(トイレ本体+改修工事)

※ 節水型トイレとは、洗浄水量(大)が6.5リットル以下のトイレです。

※ 中古品を設置した場合や、事業者以外の方がご自身で行ったトイレ改修工事は対象外です。

③改修前と改修後で、洗浄水量(大)が1リットル以上減少する工事

※ 節水型トイレへの改修については、排水(下水)管の改修が必要となる場合がありますので、事業者と十分に協議を行った上で工事してください。



**ご注意ください!** トイレの改修工事について、松山市が行っている他の補助事業※とは重複して申請できません。

※介護保険制度の住宅改修費支給制度・わが家のリフォーム応援事業など。

(国の事業との併用は可)

### ◆事業者の要件◆



○市内に住所がある個人事業者、または市内に事業所等※<sup>1</sup>がある法人の水道の工事事業者やリフォームの事業者で、『節水型トイレ改修証明書』(PII)を発行できること

※1…事業所等とは、松山市内の営業活動の拠点機能として、営業担当者が常駐し、当該営業所で請負契約の締結権限を有すること

## ◆受付期間◆

令和5年4月1日(土)～令和6年3月29日(金)  
ただし、申請額が予算額に達した日で受付終了

※窓口での受付は、令和5年4月3日(月)から開始します。

※先着順(書類がすべて揃った時点で受付)

※申請額が予算額に達した日に受付を終了しますので、ご注意ください。

・受付の最終日の申請額が予算額を超えた場合、郵送で届いた申請と窓口で提出された申請の中から抽選を行います。(ただし、申請書類等がすべて揃っているものに限りです。)

※節水型トイレの普及が進んだことから、この制度は令和5年度で終了します。

## ◆助成金額◆下記のいずれかです。

台数	洗浄水量(大)	助成金額
1台改修の場合	4L超え～6.5L以下…(A)	10,000円
	4L以下…(B)	20,000円
2台(以上)改修の場合	(A)のトイレのみ	20,000円
	(B)のトイレを含む	30,000円

※予算の残額については、水資源対策課ホームページでお知らせします。ホームページが閲覧できない方は、電話でのお問い合わせも可能です。

## ◆申請方法◆

必要書類(手引き P5以降①～③参照)をそろえて **郵送申請** または **窓口申請**

●**郵送申請** ※お手持ちの封筒の裏面に、住所・氏名を記入して下記送付先へ。

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2  
松山市総合政策部 水資源対策課 (節水型トイレ担当)

### 【郵送申請の際のご注意】

(1) 申請用の封筒と郵送費は、申請者をご用意ください。

※到着確認を希望する場合は、簡易書留等をご利用ください。

なお、郵送物が届かない場合、松山市は責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 電子メール・FAX では申請できません。

(3) 申請いただいた内容に記入漏れや添付書類漏れがあった場合は、内容確認のためご連絡する場合や書類を郵送にてお返す場合があります。

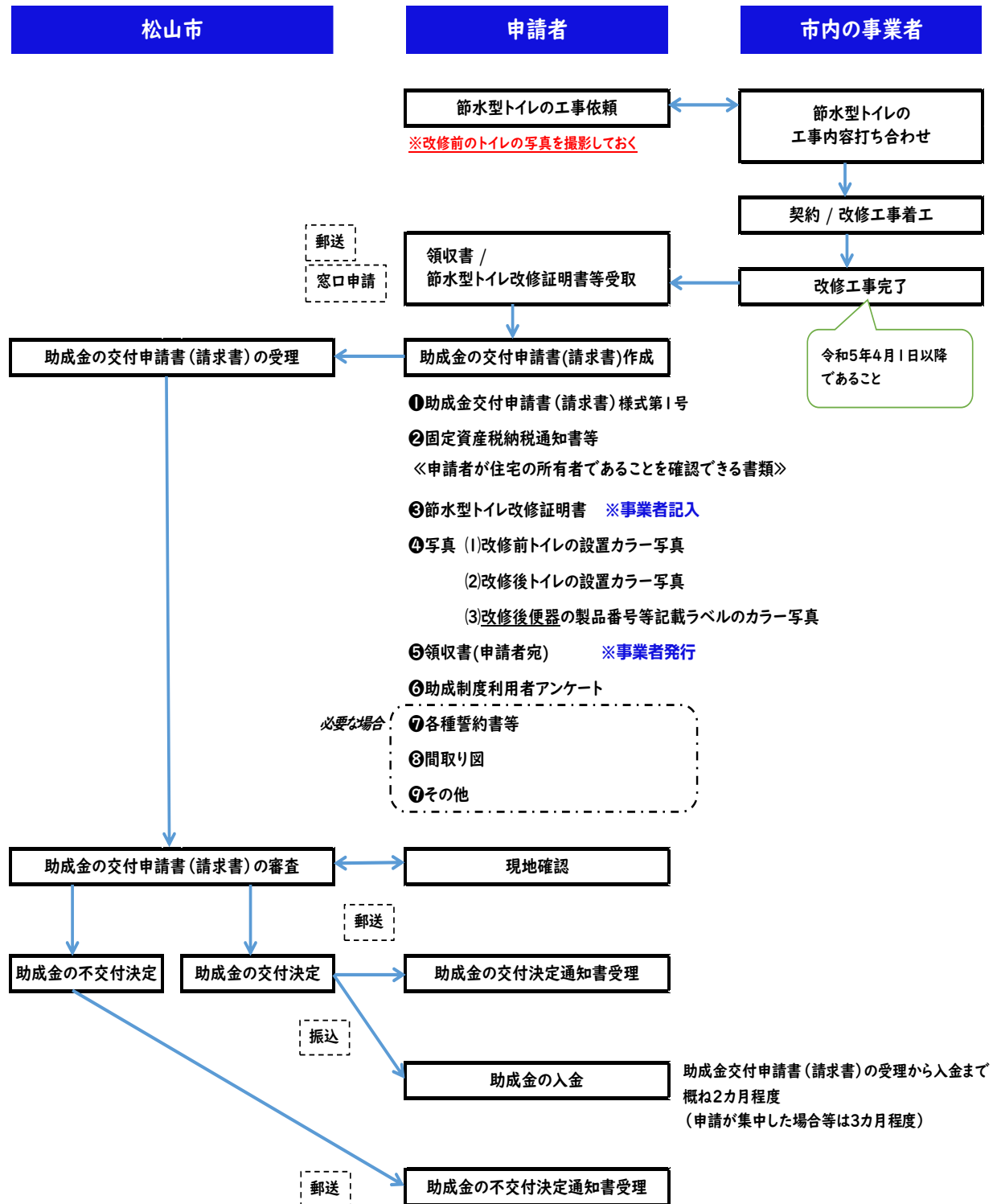
●**窓口申請** 受付時間:8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

松山市役所 本館5階 水資源対策課へ直接ご申請ください。

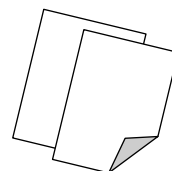
※支所での申請はできません。

## 2. 手続きについて

### (1) 手続きの流れ



## (2) 提出書類の詳細(助成金交付申請・請求時)



### 【①助成金交付申請書(請求書)】

※様式第1号 記入例 P10

- 申請者は、住宅を所有し、その住宅に住民登録がある(居住している)人です。
  - 電話番号は、必ず、平日の日中に連絡が取れる携帯などの番号を記入してください。
  - 改修前・後で、洗浄水量(大)が各台1リットル以上減少しているか確認し、してください。
  - 2台まとめて申請される際は、1枚の申請書に2段書きなどで、それぞれがわかるように記入してください。(例:1F〇〇2F〇〇、1F2Fとも〇〇リットル)
  - 助成金額は、改修後の洗浄水量(大)と改修台数に応じた金額を記入してください。
  - 暴力団員等に関する誓約・承諾欄を確認し、してください。  
※誓約・承諾いただけない場合は、受付ができません。
  - 住民記録・税納付情報に関する承諾欄を確認し、してください。  
※「住民記録」・「税納付情報」に関して松山市が調査・確認することに承諾をいただける方は「住民票の写し」「完納証明書」の添付は不要となっています。(単身赴任の方はP9参照)  
承諾いただけない方は「住民票の写し」「完納証明書」(どちらも3ヶ月以内に発行したものを)添付してください。
  - 松山市の他の補助制度の適用がないことを確認し、してください。  
※国の事業との併用ができますので、その場合はしてください。
- ※氏名と助成金交付申請(請求)額は訂正不可です。書き損じた場合は新しい用紙に書き直しをお願いします。

### 【②申請者が住宅の所有者であることを確認できる書類】(下記のいずれか。全て原本)

- (a)「令和5年度固定資産税納税通知書」家屋分(確認後、コピーをとってお返します。)
- (b)「令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書」家屋分
- (c)「登記事項証明書」建物(令和5年1月1日以降に取得したもの)

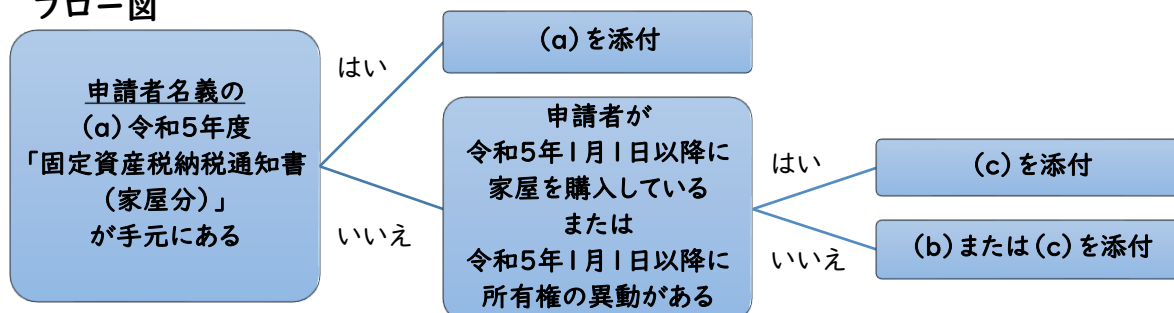
※(b)の発行場所・手数料は、市民課・納税課・支所・出口出張所・市民サービスセンター 300円

※(c)は、管轄の法務局で発行されます。必ず認証文や登記官印があるものがが必要です。



(c)の所有者住所と住民記録情報の住所が一致しない場合は、別途書類が必要な場合があります。

#### フロー図



(a) 「令和5年度固定資産税納税通知書」家屋分の例

**令和5年度 松山市固定資産税 納税通知書**

松山市固定資産税 納税通知書

申請者氏名

松山 太郎 様

松山 太郎 様

★4月に封書で届く、A4サイズよりも少し長い用紙を三つ折りしたものです

算出基礎

課税標準額	土地 (円)	家屋 (円)	合計 (円)
	償却資産 (円)		
年 税 額 (円)	新築住宅軽減税額等 (円)	差引納付年税額 (円)	
	減免等税額 (円)		

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期 限				
期別税額 A (円)				
納付済額 B (円)				
納 付 額 A-B (円)				

金融機関コード	種別	口座番号	納付方法
お問い合わせは、この番号をお知らせください。			
通知書番号			

愛媛県松山市長 印

課税明細書

区分	所在地 家屋番号	分離又は外筆数 登記地目又は家屋種類	課税地積又は床面積(m <sup>2</sup> ) 課税地目又は家屋構造	評価額(円) 特例課税標準額等(円)	課税標準額(円) 土地前年度課税標準額(円)	相当税額(円) 軽減税額等(円)	土地負担水準(%)		住宅用地の特例又は新築住宅等の軽減
							小規模一般	非住宅	
土地									
家屋									
家屋									
家屋									
家屋									
家屋									
家屋									
家屋									
家屋									



トイレの改修工事を行った住宅について、所有者を確認させていただくために必要です。

※「納付書兼領収済通知書」や、「口座振替(自動払込)済のお知らせ」(三つ折りのハガキ)ではありませんのでご注意ください。



※以下の場合には住宅の「共有・相続に関する誓約書」(様式 P14) の提出が必要です。

- トイレ改修工事を行う住宅が共有名義である
  - ① 申請者氏名と「外 1 名」などと記載がある場合。
    - (a) 「固定資産税納税通知書」を添付
  - ② 氏名が他者で、「外 1 名」などと記載がある場合。
    - (a) 「固定資産税納税通知書」では、申請者が所有していることが確認できないため、(b) 固定資産税課税台帳記載事項証明書または (c) 登記事項証明書の添付が必要です。 ※ (b) は発行の際に「構成員」に申請者の氏名が表示されるように、支所等の窓口担当に依頼してください。

- 法務局で住宅の相続登記(名義変更)の手続きが完了していない
  - ※ 所有者の確認をする書類(「固定資産税納税通知書」・「固定資産税課税台帳記載事項証明書」)に、申請者氏名と、( )書きで故人氏名が記載されている場合は、住宅の「共有・相続に関する誓約書」(P14)のみでかまいません。申請者氏名が無い場合は、相続人が確認できる書類(P8)が必要です。



### 【③節水型トイレ改修証明書】

※様式第2号 記入例 P11

○松山市内に事業所等のある工業者に、全て記入・証明を依頼してください。

※事業者の方に、記入例をご確認いただくようお願いください。

### 【④カラー写真①改修前・②改修後・③改修後便器のラベル】 ※工事写真台紙 記入例 P12

○改修前後のトイレ全体写真(各1枚)と改修後の便器のラベル写真1枚の合計3枚。

※ 改修前の写真を提出することができない場合は、「既存トイレの設置に関する誓約書」(P15)をもって、改修前の写真に代えることができます。

※ 改修前後のトイレの設置状況が分かるように便器を入れた全体を撮影してください。

※ 改修後便器のラベル写真は、便器製品の製品番号、製造番号(ロット)、メーカー名の印字がある場合はメーカー名の記載されたラベルが1枚の写真に写るよう鮮明に撮影してください。  
写真が不鮮明な場合は、撮り直しとなりますので、ご注意ください。

※ 工事写真台紙に写真を貼りつけるか、工事写真台紙と同じ様式 A4 サイズで印刷してください。

○工事写真台紙などに申請者の氏名を忘れず記入してください。

### 【⑤工事の支払いを証明できる書類】



※記入例 P13

○領収書の原本が必要です。宛名は申請者の氏名であることが必須です。(原本は、確認後コピーをとってお返しします。)

○領収書には、ただし書きとして、トイレ本体(便器・タンク・便座)価格と、その他工事費等に分けて内訳(税込)を記入するよう業者に依頼してください。

○銀行振り込み、コンビニ、クレジットカード払いの場合も、領収書が必要です。

※事業者が領収書を発行できない場合や、領収書をなくされた場合などは、水資源対策課までご相談ください。

○松山市内の営業所の住所、営業所名の記入が必要です。ただし、領収書に松山市外の本社の住所、本社名しか記載がない場合は追記を依頼してください。(手書き可)

### 【⑥節水型トイレ改修助成制度利用者アンケート】

※ご協力ください P16, 17

○節水型トイレ改修助成制度の効果や、今後の節水推進施策の参考にさせていただくことを目的にアンケートをお願いしています。上記目的以外に使用することや、回答により申請者が不利益になることは一切ありませんので、ご協力をお願いします。

## 【⑦各種誓約書】

(以下の場合に必要となります)

例	必要書類
住宅が共有名義の場合	住宅の共有・相続に関する誓約書 (記入例 P14)
相続登記の手続きが完了していない場合	住宅の共有・相続に関する誓約書 (記入例 P14) (※追加書類が必要な場合あり。下記をご確認ください。)
改修前の写真をやむを得ず提出できない場合	既存トイレの設置に関する誓約書 (記入例 P15)

※固定資産税納税通知書等の名義が故人のままで、相続人の氏名の併記がない場合、追加で「相続人が確認できる書類」が必要です。(住民記録情報で確認できる場合は不要)

- 【例】
- ① 資産税課へ「相続人代表者兼死亡者名義の固定資産現所有者指定届書」を提出している場合は、その受付印入りコピー
  - ② 「戸籍謄本」(名義人死亡・相続関係確認可能なもの)

不明な場合は、事前に水資源対策課へご相談ください。

## 【⑧間取り図】

(以下の場合に添付をお願いします。)

例	内容
2台以上改修	間取り図にそれぞれのトイレ改修箇所を記載してください。
既存のトイレを壊し、別の場所にトイレを改修する場合	間取り図に改修前後のトイレの箇所を記載してください。
家屋の種類が「 <u>居宅</u> 」以外の登録	※間取り図に加え、余白に「誓約文」をご記入いただく必要があります。住宅部分と非住宅部分(店舗・倉庫など)とトイレの改修箇所を明記してください。
家屋の種類が(共同住宅)の登録	※間取り図に加え、余白に「誓約文」をご記入いただく必要があります。住宅部分と非住宅部分(店舗・倉庫など)とトイレの改修箇所を明記してください。 ※ <u>居住部屋号数が所有確認書類の住所欄に記載されている場合</u> 、間取り図は <u>不要</u> です。
家屋の種類が(併用住宅)の登録	※ <u>居宅部分のトイレかそれ以外(店舗等)のものか判断できる間取り図</u> が必要です。判断できない場合は「誓約文」が必要です。

【誓約文：例】

私が所有している建物は、登録上(〇〇〇〇※1)となっておりますが、トイレ改修部分を含め、  
図面のとおり私が居住部分として使用していることに間違いありません。

令和5年〇月〇日

氏名〇〇 〇〇〇

※1…共同住宅、併用住宅、事務所、倉庫など



**ご注意ください**

- 状況に応じ、更に追加で書類が必要な場合があります。

《★申請者(住宅の所有者)が単身赴任などの場合》

(該当の場合は、ご確認ください。)



- 住宅の所有者が単身赴任等で市外に居住している場合も申請者は住宅の所有者です。  
その際、申請できるのは、節水型トイレの改修工事を行う住宅に配偶者の住民登録がある(住んでいる)場合に限ります。
- 申請者が市外に居住している場合は、申請者の住民票の写し(単身赴任先の住所地のもの)が必要です。
- 住民記録情報で配偶者の続柄が確認できない場合は、戸籍謄本などを追加でご提出  
いただく場合があります。
- 詳細は、別紙「単身赴任者等の助成金交付申請時の提出書類」をご確認ください。

ご不明な点は、申請前に水資源対策課(089-948-6948)まで、ご相談ください。



（宛先）松山市長

節水型トイレ改修証明書

申請者の氏名を記入してください。		改修発注者 (申請者)	(氏名)	松山太郎	氏名訂正はできません
改修後の便器に貼られているラベルの製品番号・製造番号を撮影し確認して、記入してください。 (※便座のふたやタンク部分に貼られているラベルではありません)		TOILET (株)		1階 TOILET (株) 2階 TOILET (株)	2台の場合は、各項目を2段階書きなどで、分かるように記入してください。
		CS550BM		1階 CS550B 2階 CS550BM	
水量	製造番号	31000 51G00 00888		1階 31000 51A00 00887 2階 31000 51B00 00889	
	洗浄水量	改修前	1階 10 2階 13	改修後	1階 5 2階 5
			10 リットル		5 リットル
トイレ改修以外の工事を含む場合、トイレ改修完了日を記入してください。			令和 5 年 5 月 1 日		

上記について、節水型トイレへの改修が完了したことを証明します。

本社等が市外にある場合、市内の事業所等（契約した営業所等）が証明してください。

令和 5 年 5 月 15 日

所在地 松山市道後〇丁目△-□

改修完了日以降の証明書作成日を記入してください。

施工業者名 東京改修建設(株) 松山支店

代表者氏名 支店長 道後温郎

氏名訂正はできません

会社印等の押印は不要です。またはこれまでどおり、押印いただいても差支えありません。

連絡先 ( 089 ) XXX-XXXX

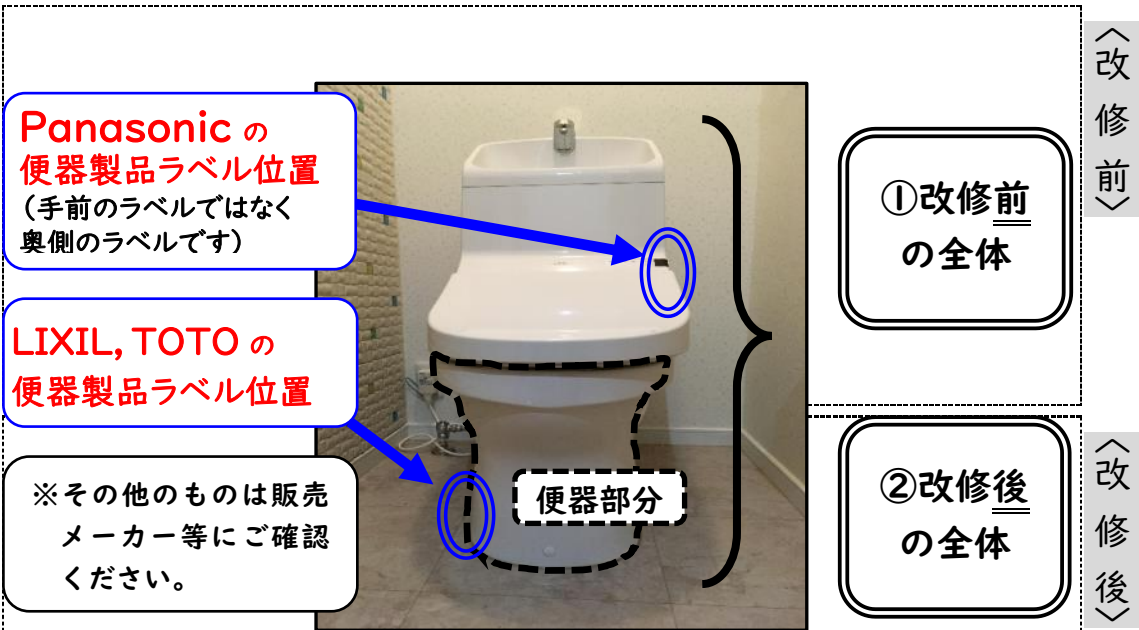
①改修前 と ②改修後の写真は、  
同じ方向・角度で全体を（便器部分が入るように）撮ってください。  
**【カラー写真】**

**記入例**

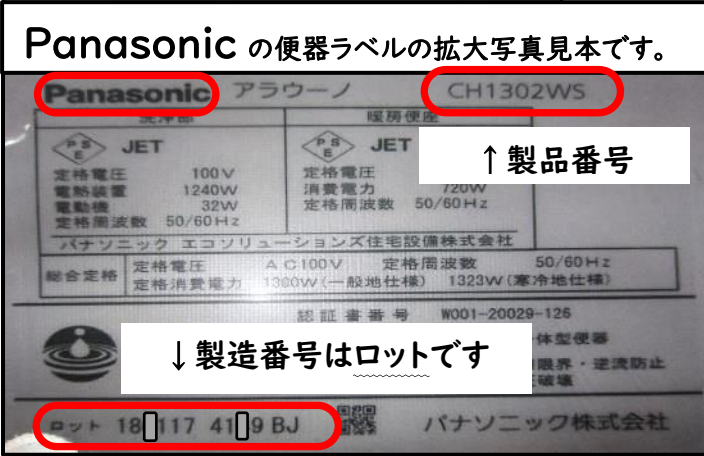
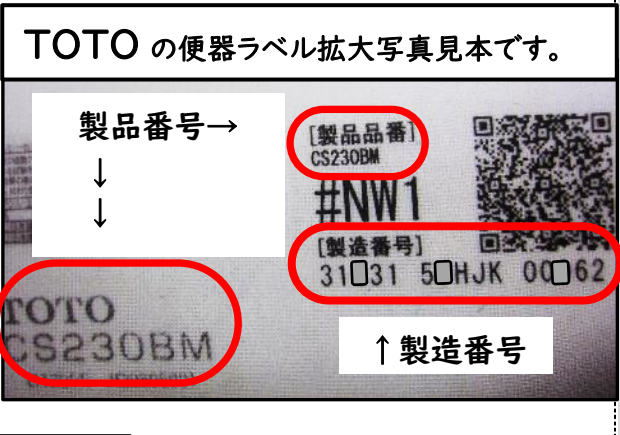
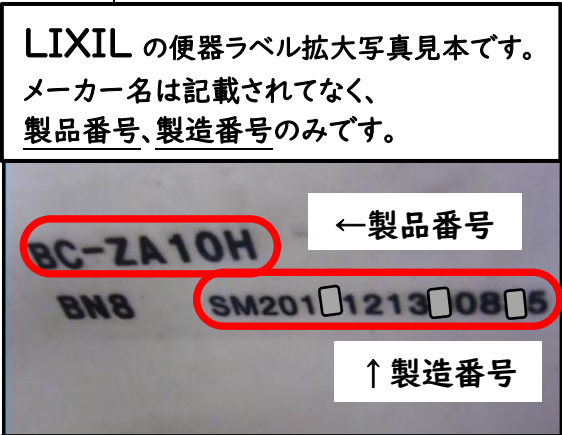
工事写真台紙

氏名 松山太郎

**氏名訂正はできません**



**③改修後便器のラベルの拡大写真**



**1枚の写真で  
 製品番号・製造番号が  
 はっきりと識別できるよう  
 撮影してください!**

**※写真が不鮮明な場合は、再度撮り直しをお願いすることになります。**

※※※原本が必要です※※※  
 事業者の方が通常使用している領収書に、  
 記入例と同様に内訳の記入を依頼してください。  
 銀行振込、コンビニ払い、クレジット払いでも、  
 申請には領収書が必要です。

令和 5 年 5 月 1 日

## 領 収 書

申請者の氏名を記入してください。

松 山 太 郎 様

氏名訂正はできません

領収書の余白部分に  
 「トイレ本体」(税込)<sup>※1</sup>の費用と  
 「改修工事費ほか」(税込)<sup>※2</sup>の費用が  
 分かるよう内訳(税込)を記入してください。  
 2台以上改修した場合は、(〇台分)と追記  
 してください。

※1…便器・タンク・便座

※2…本体以外の商品やトイレ以外工事を含む

「トイレ本体」(税込) + 「改修工事費ほか」(税込)  
 が、金額になるよう内訳を記入してください。

金額 ￥ 〇〇〇〇〇〇〇円

ただし、(〇台分) トイレ本体 ￥〇〇〇〇〇〇円、改修工事費ほか ￥〇〇〇〇〇〇円

収 入  
 印紙

割  
 印

住 所 松山市道後〇丁目△-□  
 会社名 東京改修建設(株)松山支店  
 代表者名等 支店長 道後温郎  
 ( 089 ) × × × - × × × ×

事業者の要件は松山市内の事業者です。  
 領収書に(市外の本社等の情報のみで)松山市の住所・事業所の記載がない場合は、  
 松山市内の住所・事業所名を追記してください。(支店・営業所等)

- トイレ改修工事を行う住宅が共有名義の場合
- 法務局で住宅の相続登記(名義変更)の  
手続きが完了していない場合

この書類を提出してください。

令和 5 年 5 月 1 日

(宛先)松山市長

(申請者)

申請者の氏名を  
記入してください。

住所 松山市二番町〇丁目△-□

フリガナ マッチャマ タロウ  
氏名 松山 太郎

氏名訂正はできません

### 住宅の共有・相続に関する誓約書

私は「松山市節水型トイレ改修助成金」を申請するにあたり、所有住宅について他の(共有者・相続人)がいますが、私が申請します。

今後、松山市節水型トイレ改修助成事業に関し、当該共有者間でトラブル等が発生した場合、私は一切の責任を問わないことを誓約します。

どちらかに○



原則、改修前トイレの写真は必要ですので、忘れず撮影してください。ただし、写真を紛失したなど、やむを得ず提出できない場合は、この誓約書の提出が必要となります。

令和 5 年 5 月 10 日

(宛先) 松山市長

申請者の氏名を 記入してください。	(申請者)	松山市二番町〇丁目△-□
	住所	_____
	フリガナ	マツヤマ タロウ
	氏名	<b>松山 太郎</b>
		氏名訂正はできません

### 既存トイレの設置に関する誓約書

私は「松山市節水型トイレ改修助成金」を申請するにあたり、必要書類である節水型トイレ改修前の既存トイレの写真を添付することができません。

したがって、節水型トイレ改修助成金交付申請書(請求書)のとおり洗浄水量 10 リットルの既存トイレが設置されていたことをここに誓約し、写真に代わる書類として提出します。

改修前の洗浄水量(大)は、事業者の方に確認してもらってください。

## 節水型トイレ改修助成制度利用者アンケート

このアンケートは、節水型トイレ改修助成制度の効果や、今後の節水推進施策の参考にさせていただく目的で、松山市が助成制度の申請者すべての方にお願いしています。このアンケートを上記の目的以外に使用することや、回答により申請者が不利益になることは一切ありません。

下記のアンケートをご記入の上、交付申請書（請求書）と一緒にご提出していただきますようお願いいたします。

(1) ご回答いただく方（申請者）の年齢を教えてください。

20代以下 ・ 30代 ・ 40代 ・  50代 ・ 60代 ・ 70代以上

(2) 普段の生活で節水していますか。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 節水している。 | 2. どちらかというと節水している。 |
| 3. どちらかというと節水していない。                            | 4. 節水していない。        |

(3) お住いになっている家の形状は次のどれですか。

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 一戸建て（店舗なし） | 2. 一戸建て（店舗付き）                  |
| 3. 共同住宅（マンション等）                                   | 4. その他（                      ） |

(4) この「助成制度」は、どのような方法で知りましたか。（複数回答可）

- |   |               |
|---|---------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 広報まつやま | 2. 広報テレビ・ラジオ  |
| 3. 市ホームページ                                    | 4. 新聞広告・生活情報紙 |
| 5. 事業者（リフォーム等）からの案内                           | 6. 知人からの口コミ   |
| 7. その他（                      ）                |               |

(5) 申請書等の様式はどこで入手しましたか。（複数回答可）

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 水資源対策課  | 2. 支所・市民サービスセンター                                   |
| 3. 市ホームページ | <input checked="" type="checkbox"/> 4. 事業者（リフォーム等） |

(6) 節水型トイレ改修助成制度事業（以下「助成制度」という。）は、あなたがご自宅のトイレ改修を行うきっかけになりましたか。

- |  |
|--|
| 1. 「助成制度」がなくてもトイレ改修をした。  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 2. 「助成制度」があったから、トイレ改修をした。（予定を早めて改修した。） |

裏面も記入してください。

(7) 節水型トイレに改修したことで、普段の生活で節水をより意識するようになりましたか。

- 1. 意識するようになった。(前から意識していた)
- 2. 意識するようになっていない。

(8) 今回改修したトイレについて、お伺いします。

通常このトイレを使用する人数を記入してください。( 4 )人

(9) 今回、助成申請するにあたって、良かった点は何でしたか。(複数回答可)

- 1. ホームページの内容
- 2. 申請の手続き
- 3. 必要書類の配布場所や入手方法などの情報
- 4. 職員の対応
- 5. その他( )

(10) 今回の「助成制度」の感想について、ご記入をお願いします。

質問	意見等ありましたらご記入してください
1. 周知方法について	<p>例) 広報まつやまに掲載すれば見る など</p> <p>無料の周知方法で、ご自身が見られると思われる方法等ご記入ください。今のままで可でも結構です。</p>
2. 問い合わせ・申請受付等窓口対応について	<p>水資源対策課へ事前問合せ(来課)等していれば記入してください。業者の方に全て依頼、申請前に当課と接していないのでわからない場合は記入不要です。</p>
3. 助成金額について	<p>ご意見がありましたらご記入ください</p>
4. その他(ご自由に記入してください)	<p>その他、当助成制度について、または松山市の節水啓発活動について、何かご意見がありましたらご記入ください。</p>

ご回答いただき誠にありがとうございました。

<アンケートに関する問い合わせ先> 松山市水資源対策課 Tel948-6948

### 3. その他

#### (1) Q&A



#### ◆助成対象について◆

Q1	建築中の建物は対象外？
A	× 対象外です。改修によりトイレの洗浄水量が減少することが条件ですので、トイレの新設は対象外となります。
Q2	賃貸住宅は対象外？
A	× 対象外です。申請者が所有しその住宅に住民登録がある（住んでいる）建物が対象です
Q3	助成対象となる「住宅」、「店舗等が併設された住宅」とはどのようなものですか？
A	市内にある住宅（人の居住の用に供する家屋または家屋の部分）が対象です。事務所や店舗・工場等との併用住宅については、「居宅部分」のトイレ改修であれば対象です。この場合、申請には、間取り図等が必要となります。
Q4	市内に複数の住宅を所有しているのですが、それぞれの住宅で助成申請をすることはできますか？
A	お住まいになっている（住民登録をしている）建物のみが対象です。
Q5	亡くなった配偶者や両親などの名義のままの住宅に住んでおり、そのトイレを改修しましたが申請できますか？
A	その住宅に住民登録がある（住んでいる）相続人であれば、申請できます。ただし、追加で書類を提出いただく必要がありますので、事前にご相談ください。
Q6	分譲マンションの節水型トイレへの改修は、対象になりますか？
A	申請者が居住の用に供している部分（専有部分）が、対象です。
Q7	賃貸マンションの中にあるオーナー所有部分は、対象になりますか？
A	○対象です。ただし、申請者（オーナー）が居住している部分を住宅として区分登記していない場合や、自己の居住に使用している部分が確認できない場合は対象外となります。別途、部屋割り図等居住部屋が確認できるものをご提出いただきますので、事前にお問い合わせください。



Q8	上水道を使用していない場合も、申請できますか？
A	地下水などを使用している場合でも対象です。

◆対象工事等について◆



Q9	トイレ本体を市内の事業者から購入し、自分(申請者)が設置工事を行なった場合は対象となりますか？
A	設置工事を申請者自ら行なった場合は対象外です。トイレ本体購入と改修工事ともに、松山市内の事業者に依頼して改修していることが条件です。 ただし、個人事業者が自ら居住しているトイレを改修した場合は対象となります。
Q10	どのようにして既存トイレの洗浄水量(大)を確認するのですか？
A	事業者を確認してください。なお、トイレの『製品番号』をもとにメーカーのホームページなどで調べることができます。
Q11	和式の水洗トイレから洋式へのトイレ改修も対象ですか？
A	和式の水洗トイレと比較し1リットル以上洗浄水量(大)が減少していれば、対象となります。
Q12	汲み取り式等非水洗トイレから節水型トイレへの改修も対象ですか？
A	×対象外です。改修したトイレが、既存トイレと比較し洗浄水量(大)が1リットル以上減少することが条件です。
Q13	元々あった場所とは違う場所に設置した場合は対象ですか？
A	既存のトイレと比較し、洗浄水量(大)が1リットル以上減少する場合は対象です。 ただし申請には間取り図の添付が必要です。(P8㊦参照)
Q14	新築時と同じ市外に本社のある会社(ハウスメーカー)に改修をお願いしたいのですが、助成対象になりますか？
A	市内に営業所等がある事業者がトイレ改修工事を行う場合は、対象です。 ただし、領収書と改修証明書には松山市内の営業所名や住所の記入が必要ですので、領収書に松山市外の本社名や住所しか記載がない場合は、追記を依頼してください。(手書き可)
Q15	市で、事業者は紹介してくれるのですか？
A	市では、事業者の紹介は行っていません。 松山市管工事業協同組合(☎089-925-2021)にお問い合わせください。

◆申請書(請求書)について◆

Q16	受付はいつからいつまでですか？
A	令和5年4月1日(土)～令和6年3月29日(金)です。ただし、申請額が予算額に達した日で受付を終了します。 窓口での申請は、令和5年4月3日(月)から受付開始します。
Q17	申請書類は、どこで入手できますか？
A	水資源対策課窓口(市役所 本館5階)、各支所、市民サービスセンターで配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。
Q18	申請は、どこでできますか？
A	申請は、水資源対策課窓口と郵送で受付しています。 ※水資源対策課窓口(松山市役所 本館5階) 平日午前8:30から午後5時まで。 ※郵送の場合は、〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市総合政策部 水資源対策課(節水型トイレ担当)へ
Q19	窓口で申請する場合、申請者本人が行かないといけないのですか？
A	事業者の方や親族の方が代理で申請窓口に来ていただくことも可能です。
 Q20	自宅にトイレが2箇所あり、4月と6月にそれぞれ改修工事を予定しています。どちらも申請できますか？
A	改修工事をした2箇所分を合わせて、1回で申請してください。 (2回に分けての申請はできません。同一年度1回限りです。)
 Q21	令和4年度に改修工事が完了した場合は申請できますか？
A	<u>×できません。</u> 申請ができるのは、令和5年4月1日(土)以降に改修工事が完了したものです。
Q22	申請書類に使用する印鑑は、不要ですか？
A	印鑑は不要です。なお、これまで通り押印されても差し支えありません。

Q23	固定資産税納税通知書を紛失した場合、どうしたらいいですか。
A	① 「令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書」(家屋分) ② 「登記事項証明書(建物)」(令和5年1月1日以降に取得したもの) どちらか申請者の氏名が確認できるものを取得して提出してください。(P5②参照) なお、「令和5年度 固定資産税納税通知書」がご自宅に届く前に助成金の申請をする場合にも、上記①②のいずれかを取得する必要があります。
Q24	今年、中古住宅を購入したので、納税通知書がありません。何を提出すればよいですか。
A	「登記事項証明書(建物)」(登記が申請者名義に変更となっているもの)を習得して提出してください。なお、トイレ改修時にその住宅に住民登録がある人が対象となりますので、ご注意ください。
Q25	事業者への支払いは、クレジット払いでも問題ないですか？
A	支払い方法は問いませんが、申請に領収書が必要です。

#### ◆現地確認について◆

Q26	現地を確認することはありますか？
A	必要に応じて、市の担当者が現地を確認させていただきます。
Q27	現地確認は土日でも来てもらえるのでしょうか？
A	原則、平日の9:00~17:00の間に市が指定した時間をお願いします。 やむを得ず、指定した日時での対応が困難な場合は、ご相談ください。

#### ◆助成金の交付について◆

Q28	助成金はいつ交付してもらえるのですか？
A	不備等が無ければ、申請から概ね2カ月程度で口座に入金します。 ただし、連休を挟む場合や申請が集中した場合などは、通常よりお時間をいただく場合があります(概ね3カ月程度)。
Q29	申請者以外の口座へ入金してもらうことは可能ですか？
A	入金、申請者ご本人の口座へ行きます。ただし、申請者名義の口座が無いなど、ご事情がある場合は、水資源対策課までご相談ください。

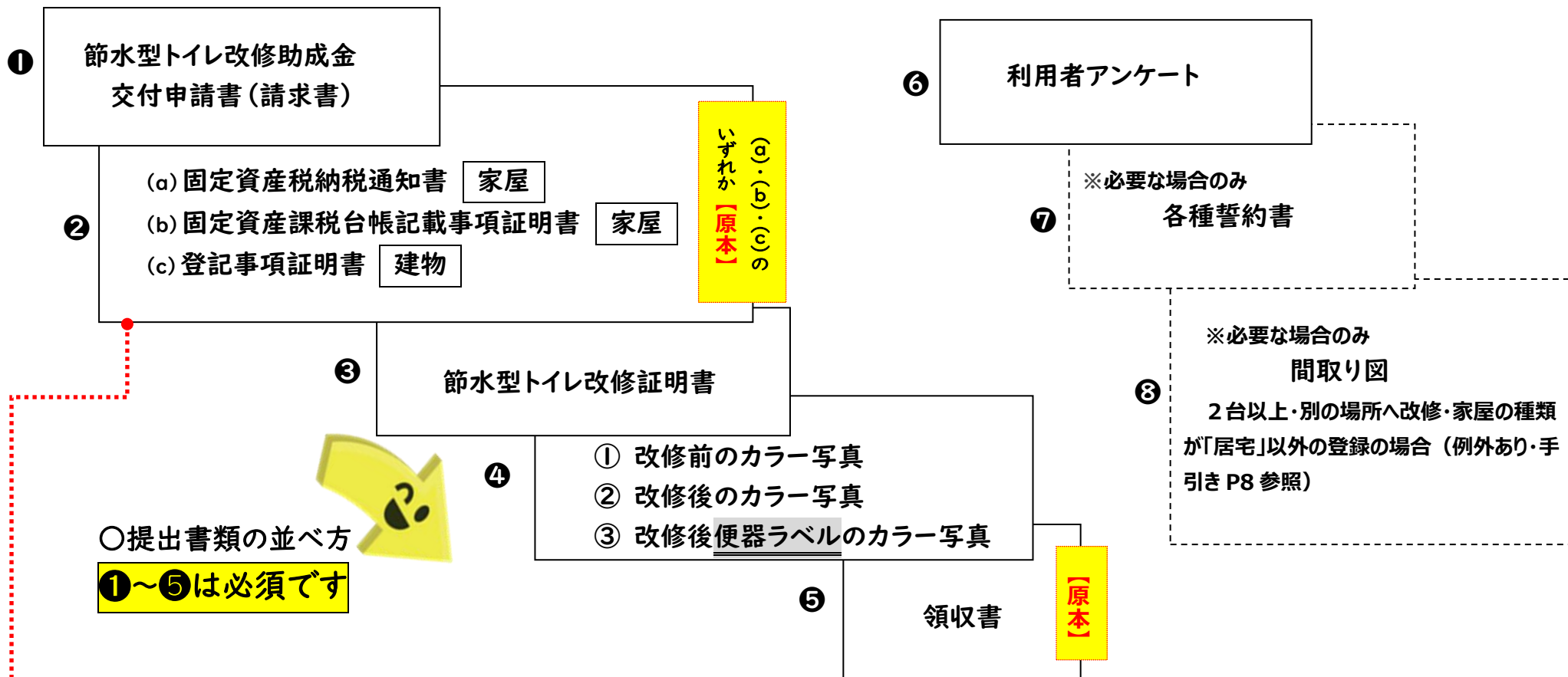
◆その他◆

Q30	<b>他の補助制度を重複して利用することができますか？</b>
A	<p>同じトイレ改修工事に対して、市が行なっている他の補助事業や介護保険法に基づく住宅改修費支給制度を重複して利用することはできません。</p> <p>ただし、国の事業との併用はできます。</p> <p>※対象が別の補助制度（節水シャワーヘッド購入助成金など）を利用することは可</p>
Q31	<b>助成制度を利用してトイレ改修工事を行った箇所で水漏れなど不具合が起っています。再度、修繕を行うので、修繕費は市で補償してください。</b>
A	<p>トイレ改修工事における事業者等とのトラブルについては、施主様（申請者）と事業者間で解決してください。</p> <p>なお、リフォーム工事のトラブル時の相談先としては、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口がありますので、ご活用ください。</p> <p>【住まいるダイヤル】 0570-016-100 （月～金曜日の午前10時～午後5時※土、日、祝日、年末年始を除く）</p>
Q32	<b>「節水型トイレ改修助成制度」と住宅課の「わが家のリフォーム応援事業」のどちらに申請したらいいのでしょうか？</b>
A	<p>「節水型トイレに改修するのか」、「改修後必ず1リットル以上洗浄水量（大）が減少するのか」、「工事費がいくらなのか」等の条件によって、申請が異なってきます。</p> <p>事前に住宅課（948-6349）へご相談ください。</p>
Q33	<b>来年度もこの制度はありますか？</b>
A	<p>節水型トイレの普及が進んだことから、節水型トイレ改修助成制度については、今年度（令和5年度）で制度を終了します。</p>



○助成金交付申請時の提出書類一覧<トイレ本体、改修工事ともに松山市内の事業者に依頼することが要件>

申請時の提出書類	注意事項													
<p><b>①助成金交付申請書(請求書)</b> (様式第1号)</p> <p><b>※氏名と助成金額の訂正は不可。</b></p> <p><b>※電話番号は、平日の日中に連絡がとれる携帯などの番号を記載してください。</b></p>	<p>・節水型トイレ改修住宅の場所(地番)は、下記②の書類で確認した家屋の「所在地」です。(住所と同じ場合と異なる場合があります。)</p> <p>・2台改修する場合は、改修後の洗浄水量を2段書きなどで記入してください。また、改修前の洗浄水量(大)は事業者の方にご確認いただき、改修前後で1L以上(2台の場合は合計2L以上)減少している場合は該当欄に☑。</p> <p><b>【助成金額】</b></p> <table border="1" data-bbox="608 376 1444 600"> <thead> <tr> <th>台数</th> <th>洗浄水量(大)</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1台改修の場合</td> <td>4L超え~6.5L以下…(A)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>4L以下…(B)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2台(以上)改修の場合</td> <td>(A)のトイレのみ</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>(B)のトイレを含む</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	台数	洗浄水量(大)	助成金額	1台改修の場合	4L超え~6.5L以下…(A)	10,000円	4L以下…(B)	20,000円	2台(以上)改修の場合	(A)のトイレのみ	20,000円	(B)のトイレを含む	30,000円
台数	洗浄水量(大)	助成金額												
1台改修の場合	4L超え~6.5L以下…(A)	10,000円												
	4L以下…(B)	20,000円												
2台(以上)改修の場合	(A)のトイレのみ	20,000円												
	(B)のトイレを含む	30,000円												
<p><b>②申請者が住宅の所有者であることを確認できる書類</b> (a)・(b)・(c)のいずれか【<b>原本</b>】</p>	<p>(a) <b>令和5年度</b>固定資産税納税通知書 ※4月に封書で届いた、A4サイズより少し長い用紙を三つ折りしたもの。三つ折りのハガキ(口座振替済のお知らせ)や、固定資産税を納付した際の領収書ではありません。 ※<b>家屋分</b>の書類が必要です。※確認後、コピーをとってお返します。</p> <p>(b) <b>令和5年度</b>固定資産課税台帳記載事項証明書 ※<b>家屋分</b></p> <p>(c) 登記事項証明書 ※法務局発行(令和5年1月1日以降に取得したもの) ※<b>建物分</b>の書類が必要です。</p> <p>相続登記の手続きが完了していない場合など、上記書類で申請者が住宅の所有者であることを確認できない場合は、追加書類が必要となりますので、事前にご相談ください。また、(c)の所有者住所と住民記録情報の住所が一致しない場合は、別途書類が必要な場合があります。</p>													
<p><b>③節水型トイレ改修証明書</b> (様式第2号)</p>	<p>・松山市内の事業者(契約業者)の方が証明してください。</p>													
<p><b>④写真</b> <b>※全てカラー写真</b></p>	<p>・添付の工事写真台紙に、設置状況が分かる①改修前・②改修後のトイレ、③改修後便器ラベルの写真(便器のメーカー名・製品番号・製造番号を1枚で鮮明に写す)を各1枚の計3枚を貼って申請者氏名を記入し提出してください。 ※カラーで工事写真台紙と同じようにA4プリントアウトしたもので可</p>													
<p><b>⑤領収書【原本】</b></p>	<p>・<b>申請者宛</b>の領収書です。 ・ただし書きとして、(○台分)トイレ本体○○○○円(税込)・改修工事費ほか○○○○円(税込)を記入するよう事業者に依頼してください。 ※2台以上改修する場合は、トイレ本体価格の前に必ず(○台分)を記入。 ※原本を確認後、コピーをとってお返します。</p>													
<p><b>⑥アンケート</b></p>	<p>・今後の節水型トイレ改修助成制度事業の参考にさせていただくものです。</p>													
<p><b>⑦各種誓約書等</b> (必要な場合) (ア-1)住宅の共有・相続に関する誓約書  (ア-2)相続人確認書類 (i)か(ii) ※(ア-1)も併せてご提出ください。</p>	<p>・トイレ改修工事を行う住宅が共有名義である場合 ・相続登記の手続きが完了しておらず、申請者が相続人の場合 ※②(a)(b)の宛名で申請者の氏名が確認できる場合はこの誓約書のみ ・②(a)(b)の宛名で申請者の氏名が確認できない(故人の氏名のみ)場合は、(i)「相続人代表者兼死亡者名義の固定資産現所有者指定届書」受付印入コピー(資産税課発行)、または(ii)「戸籍謄本(死亡・関係確認可)」など</p>													
<p>(イ)既存トイレの設置に関する誓約書</p>	<p>・改修前のトイレ設置カラー写真が提出できない場合</p>													
<p><b>⑧間取り図</b> (d)~(f)の場合のみ</p>	<p>(d) 2台以上改修する場合…それぞれの箇所を明記。 (e) 既存の場所から別の場所に改修する場合…各箇所を明記。 (f) 家屋の種類が「居宅」以外の登録の場合…一部、例外や追記があるため、詳細は申請の手引きP8をご確認ください。</p>													



○提出書類の並べ方

**①～⑤は必須です**

**\*注意事項**

- ・申請書等への印鑑は不要です。※押印があっても差し支えありません。
- ・消すことができるペンでの記入や、修正の際の修正ペン・修正テープの使用は不可です。

**証明書の発行場所・手数料**

各種証明書	発行場所	手数料(1通)
② (b) 固定資産課税台帳記載事項証明書	納税課(本庁2階)・市民課(本庁1階)・支所・出口出張所・市民サービスセンター	300円

・② (c) 登記事項証明書は、法務局で発行しています。

・② (b) 固定資産課税台帳記載事項証明書、② (c) 登記事項証明書の原本還付を希望される場合は、申請時にお申し出ください。

○郵送で申請される場合の添付先



〒790-8571  
松山市二番町四丁目7-2  
松山市総合政策部  
水資源対策課（節水型トイレ担当）

切り取って  
ご利用ください

※ 封筒の裏面に、住所・氏名を記入してください。

※ 郵送の際には、郵便の種類や重量に応じた切手を貼ってください。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## ●お問い合わせ先

松山市総合政策部 水資源対策課

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館5階

☎089-948-6948 FAX089-934-1886

E-mail [mizushigen@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:mizushigen@city.matsuyama.ehime.jp)

松山市のホームページで詳細をご覧ください。

松山市 節水型トイレ改修助成

